

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

平成16年11月29日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 深谷 憲彦

愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号、以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日民間資金等活用事業推進委員会より公表）、「愛知県PFI導入ガイドライン」（平成15年6月30日愛知県企画振興部長通知15企第73号）等に則り、本事業の実実施方針として定め、ここに公表します。

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設
整備・運営事業

実施方針

平成16年11月

愛 知 県 企 業 庁

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定方法等に関する事項	6
2	事業者の募集及び選定に関する事項	
(1)	事業者の募集及び選定方法	7
(2)	選定の手順及びスケジュール	7
(3)	応募手続き等	8
(4)	応募者等の参加・資格要件	11
(5)	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	13
(6)	契約に関する基本的な考え方	15
(7)	提出書類の取扱い	15
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
(1)	リスク分担の考え方	16
(2)	要求する性能等	16
(3)	事業者の責任の履行の確保に関する事項	16
(4)	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	16
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	
(1)	立地条件に関する事項	17
(2)	施設の設計要件等に関する事項	17
(3)	脱水ケーキの再生利用	18
(4)	土地に関する事項	18
(5)	生活環境影響調査	18
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	19
(2)	管轄裁判所の指定	19
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
(1)	基本的な考え方	19
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	19
(3)	融資機関と県企業庁との協議	20

7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(3)	その他の支援に関する事項	21
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	
(1)	情報提供	21
(2)	県議会の議決	21
(3)	入札に伴う費用の負担	21
(4)	問合せ先	21

添付書類等

- 様式 1 実施方針等に関する質問書
- 様式 2 実施方針等に関する意見・提案書
- 様式 3 第 1 回現地見学会参加申込書
- 様式 4 汚泥提供申込書
- 資料 1 P F I 事業計画地
- 資料 2 リスク分担表
- 資料 3 関係資料閲覧のお知らせ
- 資料 4 脱水実験に使用する汚泥の提供について
- 資料 5 想定事業スキーム図
- 資料 6 脱水処理施設等新設・増設・更新計画
- 資料 7 サービス購入料の支払いについて
- 資料 8 脱水ケーキの再生利用業務について
- 資料 9 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について
- 資料 1 0 落札者決定基準の考え方
- 別添資料 1 要求水準書案

本実施方針では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】: 本事業を P F I 事業として民間事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（ S P C (Special Purpose Company)) をいいます。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】 : 応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】 : 脱水処理施設等の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】 : 脱水処理施設の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】 : 応募企業若しくは応募グループのうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【協力会社】 : 応募グループのうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】: 参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】 : 資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】 : P F I 法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県が設置する学識経験者等で構成される組織をいいます。
- 【落札者】 : 委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書案及び添付書類等をいいます。
- 【入札説明書等】 : 入札公告の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、様式集、図面等をいいます。
- 【事業提案書】 : 資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
- 【脱水処理施設等】: 本事業の対象施設として位置付けるもので、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場及び知多浄水場における、脱水機棟、脱水設備、配管の総称をいいます。（表 - 参照）
- 【脱水機棟】 : 脱水設備を納める建物で、当該建物に付帯する電気設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水設備等】 : 脱水設備、配管の総称をいいます。
- 【脱水設備】 : 脱水機及び周辺機器等の総称をいいます。
- 【脱水機】 : 汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の処分を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。
- 【周辺機器等】 : 脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水ケーキ搬出設備】: 破碎機、ベルトコンベア、ケーキヤード等、脱水ケーキの管理及び搬出に

資する設備をいいます。

- 【配管】 : 濃縮施設から脱水機棟まで及び脱水機棟から総合排泥池まで等、構内において汚泥等を送る連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等の一切を含むものをいいます。
- 【濃縮施設】 : 脱水処理施設等の前段施設で、排水池、排泥池、濃縮槽の総称をいいます。
- 【排水処理施設】 : 濃縮施設及び脱水処理施設等の総称をいいます。
- 【3浄水場】 : 本事業の対象となる浄水場のうち、現在既に脱水処理施設等を有する、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場及び上野浄水場の総称をいいます。
- 【一時支払金】 : 脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部又は全てについて、県企業庁が調達し、脱水処理施設等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用をいいます。
- 【割賦支払金】 : 脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、脱水処理施設等の設計及び建設業務に係る経費のうち一時支払金を除いた経費で構成されます。
- 【汚泥】 : 浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。
- 【脱水ケーキ】 : 汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいいます。
- 【再生利用】 : 脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいい、有価利用と非有価利用に分けられます。
- 【有価利用】 : 事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】 : 県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者へ委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る費用については、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】 : 事業提案書において事業者が提案する 1 事業年度に有価利用を行える最大量 (t-ds/年) をいいます。
- 【特許権等】 : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
- 【ホームページ】 : 知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業のホームページをいいます。ホームページアドレスは、8 (4) に示します。
- 【関係者協議会】 : 本事業に関して県企業庁と事業者との間の協議を行うための機関をいい、県企業庁及び事業者により構成されます。

表 - 施設関連用語概念図

排水処理施設	濃縮施設		排水池、排泥池、濃縮槽	脱水処理施設等が既設の浄水場 ・高蔵寺浄水場 ・尾張東部浄水場 ・上野浄水場 脱水処理施設等を本事業で新設する浄水場 ・知多浄水場	
	脱水処理施設等	脱水機棟			脱水設備を納める建物 (付帯する電気設備等を含む。)
		脱水設備等	脱水設備		脱水機(電気・機械・計装設備を含む。)
					周辺機器等(電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備等を含む。)
		配管	構内連絡管 (弁類、メーター等を含む。)		

備考：網掛け部分が本事業の範囲

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業

イ 事業に供される公共施設の種類

愛知県高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場及び知多浄水場の各脱水処理施設等

ウ 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 深谷 憲彦

エ 事業目的

県企業庁が実施する水道事業及び工業用水道事業については、県人口の増加や生活水準の向上並びに産業活動の発展とともに着実に整備・推進してきましたが、社会・経済情勢の大きな変化にともない、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

また、浄水処理にともなって発生する汚泥については、安定的に脱水処理できることとともに、近年の廃棄物処分場の不足及び環境保全に及ぼす影響を考慮すると、減量化及び再生利用化を進めることが、水道の安定供給等を確保するための重要な課題の一つとなっています。

こうした中で、県企業庁では、県営浄水場における浄水処理工程で発生する汚泥を脱水機や天日乾燥により脱水処理しており、特に近年は、機械脱水処理した脱水ケーキのほぼ全量を、有価により有効に利用しています。

しかしながら、愛知用水地域の3浄水場（高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場）をはじめとして、多くの脱水機が老朽化による更新時期を迎えているうえ、知多浄水場においては発生汚泥の有価利用を進めるためにも天日乾燥から機械脱水方式へ切り替える（脱水処理施設等を新設する）必要が生じています。

また、環境への配慮、新技術の導入、県民等が享受できるサービス価値の最大化などの水道事業及び工業用水道事業への要請が多様化・複雑化している一方で、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑える必要性が高まっている中、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、公共と民間が連携して課題解決に努める必要があると考えています。

そこで県企業庁では、総事業費の削減、財政支出の平準化及び脱水ケーキの再生利用の促進を図ることを目的に、愛知用水地域における3浄水場の脱水設備等の更新・増設、知多浄水場の脱水処理施設等の新設並びにこれら4つの脱水処理施設等の運営・維持管理業務を進めるうえで、PFIを導入することとしました。

オ 事業概要

(ア) 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

a 知多浄水場における脱水処理施設等の計画概要（新設）

知多浄水場 計画給水量 上水：222,000 m ³ /日 工水：472,800 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・ R C 造
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2台） 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

b 3 浄水場における脱水処理施設等の概況（既設）

高蔵寺浄水場 計画給水量 上水：94,300 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・ 昭和 57 年建設 ・ R C 造 地上 1 階地下 1 階建て ・ 延べ床面積 790m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設 1 台） 1 号脱水機 ・ 昭和 57 年設置 ・ 短時間型 ろ布面積 170 m ² 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

尾張東部浄水場 計画給水量 上水：266,400 m ³ /日 工水：200,000 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・平成 5 年建設 ・RC造 3階建て ・延べ床面積 1,425m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設 3 台、増設 1 台） 工業用水道施設における脱水機 ・昭和 50 年設置 ・短時間型 ろ布面積 49 m ² 1号脱水機 ・平成 5 年設置 ・長時間型 ろ布面積 500 m ² 2号脱水機 ・平成 7 年設置 ・長時間型 ろ布面積 500 m ² 本事業において平成 25 年度に増設する脱水機 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

上野浄水場 計画給水量 上水：164,100 m ³ /日 工水：172,800 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和 43 年建設 ・鉄骨造スレート葺き 2階建て ・延べ床面積 1,570m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設 3 台） 1号脱水機 ・昭和 58 年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 2号脱水機 ・平成 5 年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 3号脱水機（水・工共用） ・平成 4 年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

（イ）事業方式

P F I 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施することを想定しています。

なお、知多浄水場については、事業者は、新たに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に当該施設の所有権を移転し、当該施設の運営・維持管理業務を行うこととします。

また、3浄水場については、事業者は、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行うとともに、「資料6 脱水処理施設等新設・増設・更新計画」に示した年度に、脱水機棟の改修並びに脱水設備等の増設・更新を行うこととします。

(ウ) 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

- a 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務
 - ・ 事前調査（測量、地質調査を含む）及びその関連業務
 - ・ 脱水処理施設等の設計（基本設計、実施設計）
 - ・ 生活環境影響調査
 - ・ 建設工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
 - ・ 脱水処理施設等の新設に係る工事
 - ・ 工事監理
 - ・ 脱水処理施設等の県企業庁への引き渡し
 - ・ 県企業庁が行う近隣対応・対策への協力
 - ・ 脱水処理施設等の運営・維持管理業務の開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
 - ・ 県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
- b 3浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等業務
 - ・ 事前調査及びその関連業務
 - ・ 脱水機棟の改修に係る設計（尾張東部浄水場の脱水機棟は除く）
 - ・ 生活環境影響調査
 - ・ 脱水設備等の増設・更新に係る設計
 - ・ 脱水処理施設等の増設・更新等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
 - ・ 脱水機棟の改修に係る工事（尾張東部浄水場の脱水機棟は除く）
 - ・ 脱水設備等の増設・更新に係る工事
 - ・ 工事監理
 - ・ 増設・更新した脱水設備等の県企業庁への引き渡し
 - ・ その他、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を実施するにあたり必要な改良
 - ・ 県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
- c 脱水処理施設等の運営・維持管理に関する業務
 - ・ 脱水処理施設等の運転
 - ・ 脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）

- ・清掃
- ・警備
- ・濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量等の管理業務）
- ・濃縮施設の運転支援
- ・尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬
- ・脱水ケーキの再生利用
- ・脱水ケーキの搬出
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）

カ 事業期間（予定）

本事業の事業期間は、平成 18 年 4 月から平成 38 年 3 月までの 20 年間とします。

キ 事業スケジュール（予定）

- (ア) 事業契約の締結 平成 18 年 3 月
- (イ) 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設
平成 18 年 4 月～平成 20 年 1 月
- (ウ) 知多浄水場における脱水処理施設等の引き渡し・所有権移転
平成 20 年 1 月
- (エ) 知多浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理
平成 20 年 2 月～平成 38 年 3 月
- (オ) 3 浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等
「資料 6 脱水処理施設等新設・増設・更新計画」参照
- (カ) 3 浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理
平成 18 年 4 月～平成 38 年 3 月

ク 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する新設施設の設計・建設業務及び既存施設の増設・更新等業務に係る対価、運営・維持管理業務に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により再生利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

- a 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び 3 浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価

県企業庁は、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び 3 浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、一時支払金及び割賦支払金により事業者に支払います。（詳細は「資料 7 サービス購入料の支払いについて」参照）

なお、尾張東部浄水場の、平成 25 年度、平成 30 年度及び平成 32 年度におけ

る脱水処理施設等の増設・更新等業務及び上野浄水場の平成 29 年度と平成 30 年度における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価については、全額一時支払金として支払うものとします。

b 運営・維持管理業務に係る対価

県企業庁は、運営・維持管理業務に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。なお、運営・維持管理に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。

なお、3 浄水場における脱水処理施設等の、脱水設備等の更新時期まで県より引き継いで事業者が運営・維持管理を行う既存の脱水設備等については、入札時において事業者が運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できない事由によって追加的に補修費が発生した場合、協議の上、県企業庁が追加費用を支払います。ただし事業者が、「資料 6 脱水処理施設等新設・増設・更新計画」に示す事業実施年度以降に脱水設備等の更新を行う施設整備計画を提案する場合、当該年度より後に発生した補修費を県企業庁は支払いません。

また、近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合、事業者の責任と費用のもとで、引き取りが可能と事業者が判断し、県企業庁の了解を得た上で、必要となる措置を執るとともに市町の水道汚泥の脱水処理を引き受け、係る対価を市町より収入として得ることも可能とします。

ケ 事業に必要な法令等の遵守

県企業庁及び事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県企業庁は、PFI 法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、県企業庁自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

イ 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行います。

(ア) 公共負担の定量的評価

本事業を県企業庁自らが実施する場合の公共負担額と PFI で実施する場合の公共負担額を比較することにより評価します。

(イ) 定性的評価

本事業を P F I で実施する場合で、施設の設計、建設、維持管理及び運営の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価します。

(ウ) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を P F I で実施することの適否を評価します。

ウ 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに平成 17 年 2 月（予定）に愛知県公報及びホームページにおいて公表します。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表します。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用されます。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

スケジュール（予定）	内容
平成 16 年 11 月 29 日	実施方針等の公表
平成 16 年 12 月 6 日	実施方針等に関する説明会
平成 16 年 12 月 7 日	第 1 回現地見学会
平成 16 年 12 月～1 月	脱水実験に使用する汚泥の提供
平成 16 年 12 月 6 日～20 日	実施方針等に関する第 1 回質問受付
平成 17 年 1 月 21 日	実施方針等に関する第 1 回質問回答の公表
平成 17 年 2 月	特定事業の選定の公表、事業契約書素案の公表
平成 17 年 2 月	実施方針等、事業契約書素案に関する第 2 回質問及び意見受付
平成 17 年 3 月	実施方針等、事業契約書素案に関する第 2 回質

スケジュール(予定)	内 容
平成 17 年 4 月	問回答の公表
平成 17 年 4 月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成 17 年 4 月	入札説明書等に関する説明会
平成 17 年 4 月	第 2 回現地見学会
平成 17 年 4 月	入札説明書等に関する質問受付
平成 17 年 5 月	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 17 年 6 月	参加表明書の受付、参加資格の確認
平成 17 年 6 月	資格審査結果の通知及び公表
平成 17 年 8 月	事業提案書の受付
平成 17 年 10 月	落札者の決定及び公表
平成 18 年 3 月	事業者との事業契約締結及び公表

(3) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催します。

[説明会]

開催日時 平成 16 年 12 月 6 日 (月) 10 時 00 分から (受付開始 : 9 時 30 分から)

開催場所 愛知県三の丸庁舎 6 階 601 会議室

(来場の際は、公共交通機関利用のこと)

イ 第 1 回現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり、第 1 回現地見学会を開催します。

[説明会]

開催日時 平成 16 年 12 月 7 日 (火)

開催場所・時間 知多浄水場 10 時 00 分から

上野浄水場 11 時 10 分から

尾張東部浄水場 13 時 30 分から

高蔵寺浄水場 15 時 20 分から

集合場所 各浄水場管理棟前

第 1 回現地見学会への参加希望者は、第 1 回現地見学会参加申込書 (様式 3) に必要事項を記入し、F A X 又は E メールにより提出すること。参加者は各社 2 名程度とします。

申込期限 平成 16 年 12 月 2 日 (木) 17 時 00 分まで

申込先 愛知県企業庁水道事業課

F A X 052 - 954 - 6957

メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

ウ 脱水実験に使用する汚泥の提供

民間事業者による脱水設備の規模の算定等に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し脱水実験に使用する汚泥及び脱水ケーキを提供します。

エ 実施方針等に関する第 1 回質問受付、回答公表

平成 16 年 12 月 6 日（月）から 12 月 20 日（月）までの間、愛知県企業庁水道事業課において、実施方針等に関する第 1 回質問を受け付けます。なお、本事業の P F I に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

質問の提出方法、書式等については、様式 1 を参照すること。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 17 年 1 月 21 日（金）にホームページにおいて公表する予定です（ただし、質問者名は公表しません）。

オ 実施方針等に関する第 1 回意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 16 年 12 月 6 日（月）から 12 月 20 日（月）までの間、愛知県企業庁水道事業課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な提案等を受け付けます。

意見・提案の提出方法、書式等については、様式 2 を参照すること。

なお、県企業庁は、提出された意見・提案に関して、承諾を得たものについてはホームページにより公開しますが、個別に回答は行わないものとします。また、民間事業者等から提出のあった意見・提案のうち、県企業庁が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

カ 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがあります。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示します。

キ 特定事業の選定の公表、事業契約書素案の公表

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業が P F I 事業として実施すべきか否かを評価し、P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表します。

また同時に、事業契約書素案の公表を行います。

ク 実施方針等及び事業契約書素案に関する第 2 回質問及び意見受付、回答の公表

実施方針等及び事業契約書素案に関する第 2 回質問を平成 17 年 2 月に受け付けます。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 17 年 3 月に

ホームページにおいて公表します。

ケ 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を公表・交付します。

コ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

サ 第2回現地見学会

希望者を対象に、第2回現地見学会を開催します。なお、現地見学会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

シ 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、愛知県企業庁水道事業課において受け付けます。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表します。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示します。

ス 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県企業庁に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

セ 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。

ソ 入札のとりやめ等

県企業庁が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県企業庁は入札の執行を延期もしくはとりやめることがあります。

(4) 応募者等の参加・資格要件

ア 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(キ)の要件を満たすこと。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(キ)の要件を満たすこと。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとします。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、業者数が限定され、重複せざるを得ない特殊な業務であることから、応募グループの協力会社となった企業が同時に他のグループにおける当該業務の協力会社となることは可能とします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 愛知県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (ウ) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (エ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (オ) 商法(明治32年法律第48号)に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- (カ) 県が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社U F J総合研究所並びに株式会社U F J総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある日本上下水道設計株式会社及び渥美総合法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (キ) 2(5)アの委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

注)「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50を出資しているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

イ 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち脱水処理施設等の設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者(落札者が特別目的会社を設立した場合

にあつては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む)は、それぞれ以下の該当する要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施できることとします。

(ア) 脱水機棟の設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 県企業庁の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b 経営状況が健全であること。

注)「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等をいいます。

- c 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 脱水設備等の設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 上記イ(ア)aに同じ。
- b 上記イ(ア)bに同じ。
- c 本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の、設計業務実績があること。

(ウ) 脱水処理施設等の建設に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 上記イ(ア)aに同じ。
- b 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事につき建設業の許可を受けていること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が分担する事業(建築、機械器具設置及び電気)において、上記の許可を受けていること。
- c 本事業における建設工事に対応する業種において、県企業庁によって認定された以下に示す当該業種の総合評点を上回っていること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が分担する事業(建築、機械器具設置)において、当該要件を満たしていること。

- ・ 建築工事業 740点以上
- ・ 機械器具設置工事業 1,000点以上

(エ) 脱水処理施設等の運営・維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 県企業庁の入札参加資格者名簿の「設備清掃・保守」に登録されていること。
- b 上記イ(ア)bに同じ。
- c 本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の、運営・維持管理業務実績があること。

ウ 応募者の構成員等の変更

応募企業若しくは応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに上記(4)ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業若しくは応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めませんが、県企業庁が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県企業庁は、学識経験者で構成する愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県企業庁が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示します。

また、県企業庁は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

イ 委員会の構成

県企業庁が設置した委員会は、以下4名の委員により構成されます。

委員長	奥野 信宏	（中京大学経済学研究科教授）
委員	筏津 安恕	（名古屋大学環境学研究科教授）
委員	神藤 浩明	（日本政策投資銀行東海支店企画調査課長）
委員	藤江 幸一	（豊橋技術科学大学エコロジー工学系教授）

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します。（詳細は「資料10 落札者決定基準の考え方」参照）

（ア）資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県企業庁は入札説明書等で示した参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行います。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなります。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示します。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県企業庁及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

まず県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

次いで県企業庁及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示します。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示します。

- ・事業の信頼性・安定性に関する事項
- ・設計・建設及び脱水設備等の能力に関する事項
- ・脱水設備等の運転業務及び脱水処理施設等の維持管理業務に関する事項
- ・脱水ケーキの再生利用業務に関する事項
- ・入札価格に関する事項 等

エ 落札者の決定・公表

県企業庁は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

また、落札者が落札者決定時から事業契約締結時までに、上記(4)ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることとします。

オ 事業者の選定

県企業庁と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県企業庁の財政負担縮減の達成が見込め

ない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない県企業庁が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の概要

県企業庁と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、原則として商法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとすること。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとし、

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

ウ 事業契約の概要

事業契約は、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務等を包括的かつ詳細に規定する平成38年3月までの契約とする予定です。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。なお、県企業庁は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を使用できるものとし、

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

ただし、県企業庁が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県企業庁が責任を負担します。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県企業庁が責任を負います。

予想されるリスク及び県企業庁と事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、事業契約書素案に提示します。

(2) 要求する性能等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計、建設、維持管理及び運営を行います。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示します。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行すること。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとします。

なお、詳細については入札説明書等において示します。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

県企業庁は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

(ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

(イ) 工事施工に関するモニタリング

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けること。

(ウ) 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設的设计又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

(エ) 運営・維持管理に関するモニタリング

県企業庁は、維持管理・運營業務において、定期的にその実施状況を確認します。

(オ) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告すること。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

項 目	概 要
事業計画地	高蔵寺浄水場 : 愛知県春日井市高森台一丁目 10 番地 尾張東部浄水場 : 愛知県日進市米野木町南山 489 番地 4 号 上野浄水場 : 愛知県東海市名和町蕨山 7 番地 知多浄水場 : 愛知県知多市佐布里字西池の脇 8 番地
事業実施敷地面積	高蔵寺浄水場 : 約 1,100m ² 尾張東部浄水場 : 約 2,700m ² 上野浄水場 : 約 1,600m ² 知多浄水場 : 約 2,300m ²
都市計画用途区分	高蔵寺浄水場 : 第 1 種中高層住居専用地域 尾張東部浄水場 : 指定なし 上野浄水場 : 指定なし 知多浄水場 : 指定なし

(2) 施設的设计要件等に関する事項

ア 脱水機棟に関する要件

知多浄水場の脱水機棟については、事業期間終了後も脱水設備等を適宜更新しながら県企業庁において継続して使用する予定であることから、次期更新設備においても使用できる耐久性（目安として40年程度）を有し、施設の運転を継続しながら同一建物内において設備の更新が可能な構造とすること。また、地震動レベル2相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」（平成8年度版）に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類を 類、重要度係数（ ）を1.25とすること。

高蔵寺浄水場及び上野浄水場における既設の脱水機棟については、事業終了後も県企業庁において使用する予定であることから、目安として事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する構造とするための改修を行うこと。また、地震動レベル2相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」（平成8年度版）に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類を 類、重要度係数（ ）を1.25以上とすること。

イ 脱水設備等に関する要件

事業者は「資料6 脱水処理施設等新設・増設・更新計画」に定める年度に、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量・送泥濃度・送泥量等に基づき、必要な脱水設備等の新設、増設及び更新を行うこととします。

具体的には、脱水設備等には次の要件等を満たすものとします。

（ア）無薬注方式とすること。

（イ）適切な含水率を維持できる脱水能力を有すること。（参考：現在の含水率は平均60%程度）

（ウ）既設の脱水設備等と併用して管理運転が可能なこと。

（エ）脱水機からのろ過水が、排水池の管理運転に著しい悪影響を与えないこと。

（3）脱水ケーキの再生利用

事業者は、脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します。（詳細は「資料8 脱水ケーキの再生利用業務について」参照）

なお、浄水場の脱水処理施設等の中で行える脱水ケーキの加工作業としては、脱水ケーキの乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から水道汚泥以外の原料を搬入して混合するような加工はできません。

（4）土地に関する事項

県企業庁は、特定事業の用に供するために、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・施工期間中は、県有地を事業者は無償貸与することを予定しています。

（5）生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県企業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県企業庁の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県企業庁は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県企業庁は、事業契約を解除することができます。

イ 県企業庁の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県企業庁及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

(3) 融資機関と県企業庁との協議

事業の継続性を確保する目的で、県企業庁は、事業者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがあります。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県企業庁と事業者で協議を行います。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 日本政策投資銀行による融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資（無利子、有利子）等の対象事業であり、事業者は当該融資を利用することは可能ですが、事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県企業庁は同行から調達の可否による条件変更は行いません。

応募者は当該制度の活用を折り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成すること。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

なお、無利子融資制度は、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。

イ 一時支払金

県企業庁は、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び 3 浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価のうち、一部若しくは全額を一時支払金として支払います（詳細は「資料 7 サービス購入料の支払いについて」参照）。

一時支払金は、知多浄水場における脱水処理施設等については所有権を県企業庁に移転した後、設計・建設業務に係る対価の 3 分の 1 に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。

また、3 浄水場における脱水処理施設等の、平成 21 年度までに事業実施される更新等業務については、所有権を県企業庁に移転した後、係る対価の 3 分の 1 に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。平成 25 年度以降に事業実施される増

設・更新業務については、係る対価の全額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。

ウ 国庫補助金

本事業は国庫補助金交付要綱の国庫補助対象施設であるため、県企業庁は事業者を支払う一時支払金の一部に、国庫補助金を充てることを想定しています。

したがって、事業者は県企業庁が行う国庫補助申請業務を支援するとともに、検査業務に協力すること。

(3) その他の支援に関する事項

県企業庁は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行います。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行います。

(2) 県議会の議決

県企業庁は、債務負担行為の設定に関する議案を平成17年2月定例県議会に提出する予定です。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 問合せ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(代表) 052-961-2111 内線 5643

メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/suido/>

質 問 書

(質問者) 会社名
 所在地
 所属
 担当者名
 連絡先 電話
 メールアドレス

知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業の実施方針及び添付書類等に関して以下の質問がありますので提出します。

番 号		
書類名称		
質問箇所	(項目番号)	例： 1 (1) ア
	(ページ)	例： 1 ページ
	(項目名)	例： 事業名称
質問内容		

注) 1. 質問事項は本様式 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて記載すること。また、質問数が複数の場合、番号欄に通しの質問番号を明記すること。

2. 提出方法は、原則として電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word とすること。

意見・提案書

(意見者) 会社名
 所在地
 所属
 担当者名
 連絡先 電話
 メールアドレス

知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業の実施方針及び添付書類等に関して以下の意見・提案がありますので提出します。

番 号		
書類名称		
意見・提案箇所	(項目番号)	例： 1 (1) ア
	(ページ)	例： 1 ページ
	(項目名)	例： 事業名称
意見・提案内容		
公開の承諾	() 承諾する () 承諾しない (いずれかに 印)	

- 注) 1. 意見・提案事項は本様式 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて記載すること。また、意見・提案数が複数の場合、番号欄に通しの意見番号を明記すること。
 2. 提出方法は、原則として電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word とすること。

第 1 回現地見学会参加申込書

知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業の第 1 回現地見学会に参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話	
F A X	
メールアドレス	
出席者名 (各社 2 名程度)	

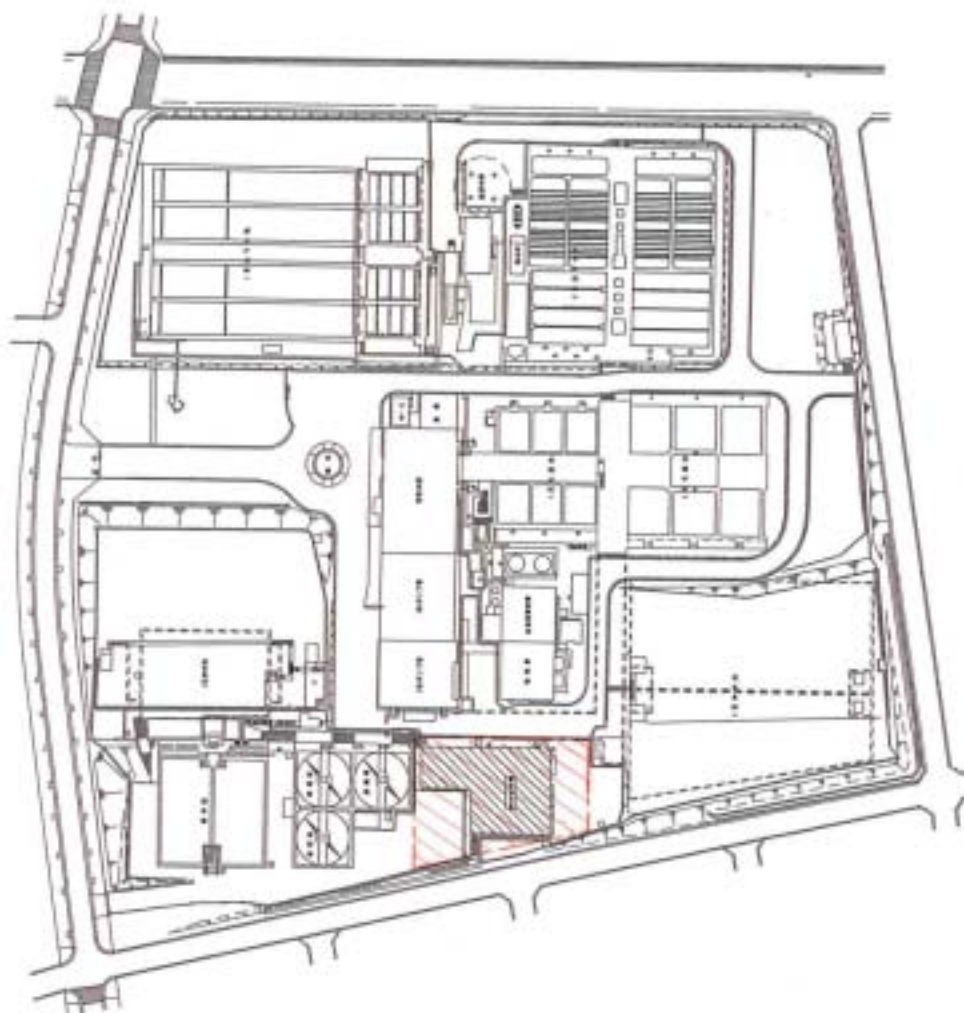
汚泥提供申込書

事業者名	
責任者名	
連絡先	住所 電話番号 F A X 番号 メールアドレス
汚泥提供希望日時	月 日 () 時
希望する汚泥の量	
汚泥の運搬方法	
脱水実験後の汚泥の処理方法	

汚泥の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は汚泥提供場所に必ず立ち会うこと。

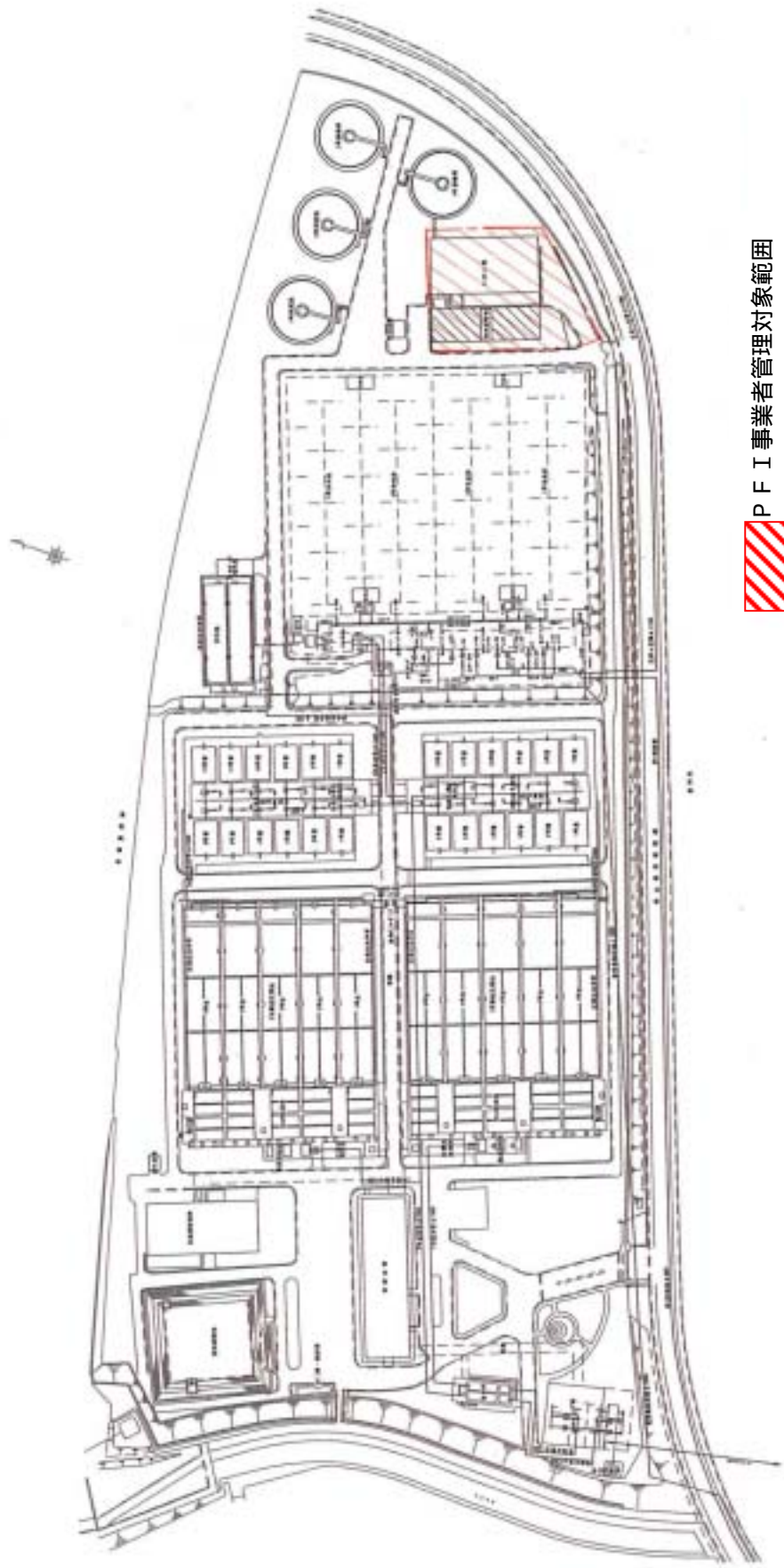
汚泥の運搬方法及び脱水実験後の処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがあります。

資料1-1 高蔵寺浄水場平面図



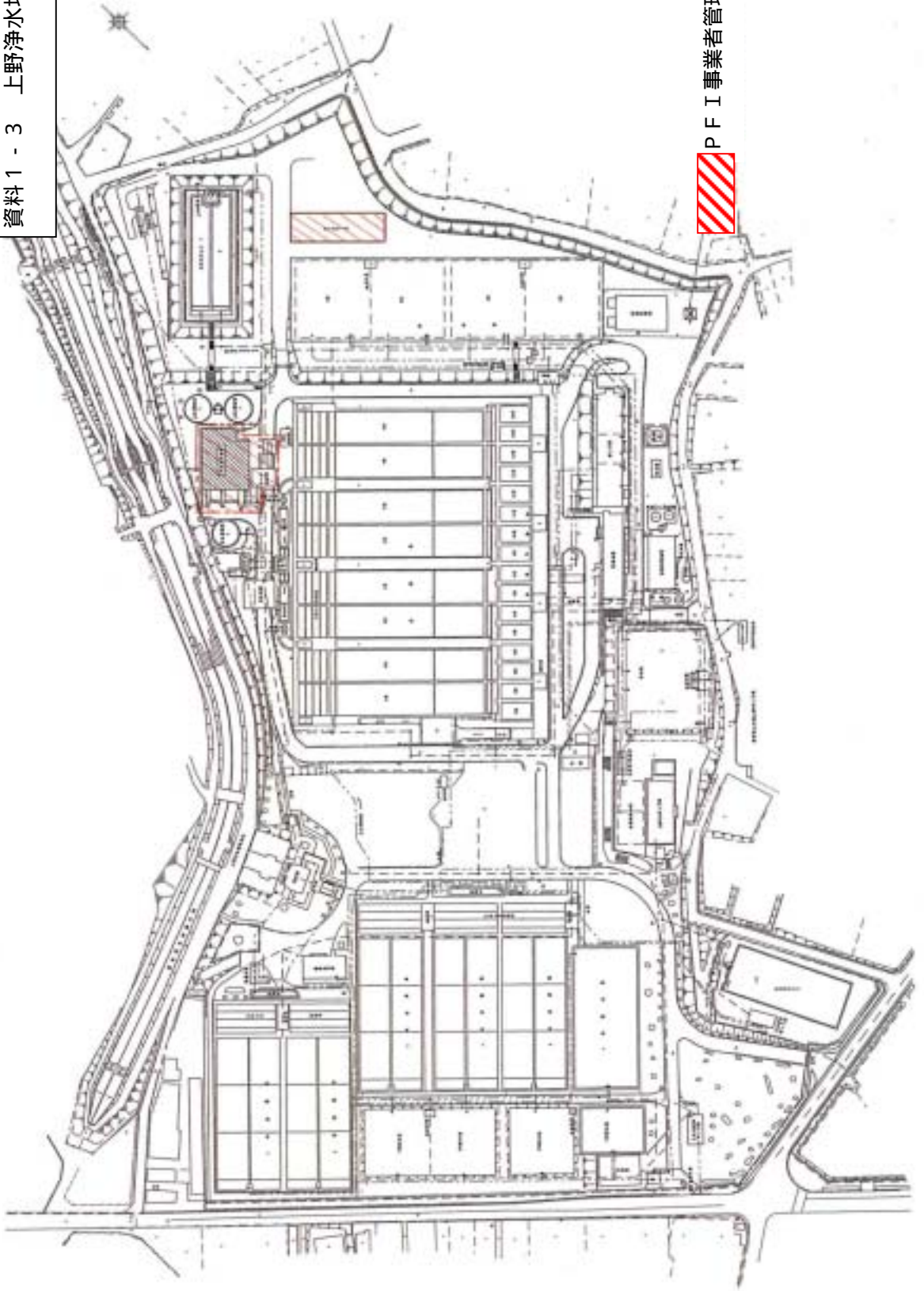
PFI事業者管理対象範囲

資料 1 - 2 尾張東部浄水場平面図



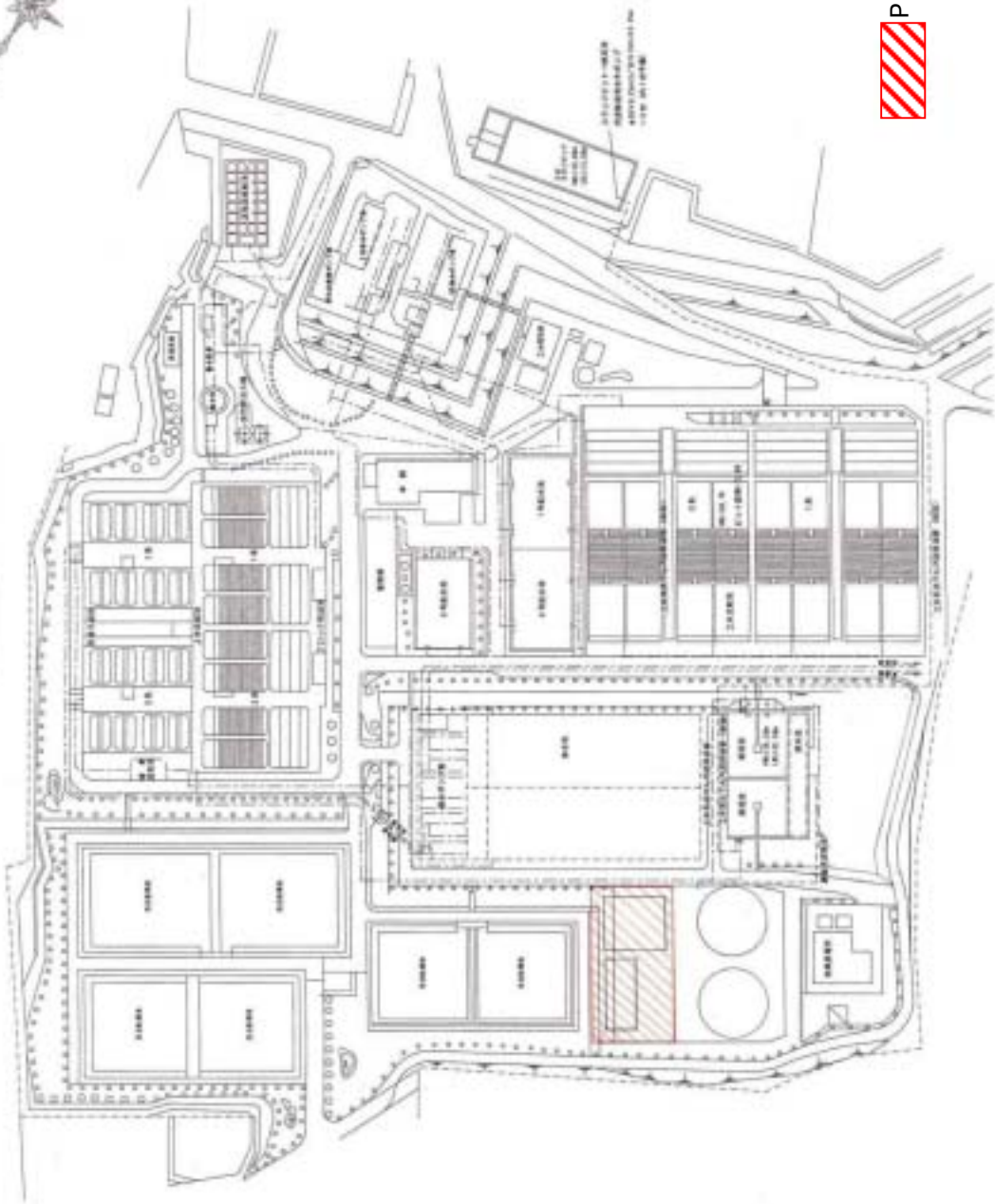
 PFI事業者管理対象範囲

資料 1 - 3 上野浄水場平面図



■ PFI 事業者管理対象範囲

資料 1 - 4 知多浄水場平面图



 PFI 事業者管理対象範囲

資料2 リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	分 担 者	
			県企業庁	事業者
共通	1	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等		
	2	県企業庁と事業者との間で契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合		
	3	要求性能不適合（施工不良含む）		
	4	事業期間開始前から存した施設の瑕疵		
		5	事業期間開中に生じた施設の瑕疵	
	6	事業に関する承認等が得られない場合における本事業の準備に要した費用の負担		
	7	法制度の新設・変更に関するもの		
	8	許認可の遅延に関するもの（県企業庁申請分）		
		9	許認可の遅延に関するもの（事業者申請分）	
	10	税制度に関するもの		
	11	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの		
		12	事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応に関するもの	
	13	有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ、悪臭、環境協定違反等		
	14	事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		
	15	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者（構成員）の変更		
		16	県企業庁側の債務不履行、当該サービスが不要になった場合等	
	17	設計、施工、運営・維持管理における安全の確保に関するもの		
	18	金融機関からの資金調達に関するもの		
	19	国庫補助金の支払いに関するもの		
	20	構成員の能力不足等による事業悪化によるもの		
21	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲を超えるもの			
22	金利の変動			
23	物価の変動			
計画設計	24	県企業庁が実施した測量・調査に関するもの（想定部分を除く）		
		25	事業者が実施した測量・調査に関するもの	
	26	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの		
		27	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの	
	28	応募費用に関するもの		

リスクの種類		No.	リスクの内容	分 担 者		
				県企業庁	事業者	
建設	用地リスク	29	地中障害物や土壌汚染その他予見できないことに関するもの			
	工事遅延リスク	30	工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合			
	工事監理リスク	31	工事施工監理に関するもの			
	工事費増大リスク	32	県企業庁の指示、変更起因する工事費の増大			
		33	上記以外の要因による工事費の増大			
	設計変更リスク	34	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの			
35		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの				
維持管理・運営	契約変更リスク	36	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの			
	維持管理 リスク	施設損傷・劣化リスク	37	新設、増設、更新後の施設損傷・劣化リスク		
			38	事業期間中も継続して使用する既設の脱水処理施設等を引き継いで運営・維持管理を行うにあたっての施設損傷・劣化リスク（提案書提出時において事業者が予測できない事由による場合。ただし、資料6 図表6 - 1に示す4 浄水場の各事業実施年度以前に限る。）		
			39	事業期間中も継続して使用する既設の脱水処理施設等を引き継いで運営・維持管理を行うにあたっての施設損傷・劣化リスク（上記38 以外の事由による場合。）		
	運営 リスク	契約変更リスク	40	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの		
		需要変動リスク	41	汚泥量の変動起因する運営費の増大・減少		
			42	汚泥の質に起因する運営費の増大・減少		
		運営コストリスク	43	県企業庁の責めによる事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増大		
			44	事業期間中も継続して使用する既設の脱水設備等に起因する県の責めに係る運営コストの増大		
			45	上記以外に起因する業務量及び運営費の増大		
事故リスク		46	運営業務に関する事故等			
火災リスク	47	運営業務に関する火災等				
脱水ケーキ再生利用リスク	48	脱水ケーキの再生利用に関するリスク				
終了時	施設性能リスク	49	事業期間終了時における要求性能水準の保持			
	終了手続きリスク	50	事業の終了に伴う諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用			

【凡例】負担者 : 主分担
: 従分担

資料3 関係資料閲覧のお知らせ

本事業の実施に必要となる関係資料（要求水準書案を次により公開しますので、必要に応じて閲覧すること。

1. 閲覧資料

- 別図1 知多浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図2 高蔵寺浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図3 尾張東部浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図4 上野浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図5 知多浄水場関連既設図
- 参考資料1 知多浄水場運転実績
 - 参考資料1.1 知多浄水場固形物発生実績（H10.4月～H16.3月）
 - 参考資料1.2 知多浄水場水質試験月報（上水 H11.4月～H16.3月）
 - 参考資料1.3 知多浄水場工業用水道管理月報（H11.4月～H16.3月）
- 参考資料2 高蔵寺浄水場運転実績
 - 参考資料2.1 高蔵寺浄水場脱水設備運転実績
 - 参考資料2.2 高蔵寺浄水場発生土処理月報（H11.4月～H16.3月）
- 参考資料3 尾張東部浄水場運転実績
 - 参考資料3.1 尾張東部浄水場管理月報（上水 H10年度～H15年度）
 - 参考資料3.2 尾張東部浄水場水処理管理月報（工水 H6.4月～H16.3月）
 - 参考資料3.3 尾張東部浄水場発生土処理月報（上水 H5.8月～H16.3月）
 - 参考資料3.4 尾張東部浄水場発生土処理月報（工水 H5.4月～H16.3月）
- 参考資料4 上野浄水場運転実績
 - 参考資料4.1 上野浄水場水質試験月報（H6.4月～H10.3月）
（H10.4月～H16.3月は管理表）
 - 参考資料4.2 上野浄水場発生土処理月報（H11.4月～H16.3月）
- 参考資料5 脱水ケーキ成分分析結果（H11～H15年度）
- 参考資料6 知多浄水場地質調査資料（脱水機棟建設予定地付近）
- 参考資料7 知多浄水場排水処理設備検討資料
- 参考資料8 既設脱水処理施設等完成図書

2. 閲覧方法

（1）閲覧期間・時間

平成16年12月1日（水）～12月17日（金）（ただし、土・日・祝日は除く。）
午前10時～午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（2）閲覧場所・問い合わせ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
電話（代表） 052-961-2111 内線 5643 担当：加藤
メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

（ 3 ） その他

閲覧希望者は、事前に上記問い合わせ先に連絡の上、資料を閲覧すること。また、閲覧資料を貸し出すことも可能（最大 2 日間）なので、閲覧資料貸出希望者はその旨もあわせて事前に連絡すること。

資料4 脱水実験に使用する汚泥の提供について

民間事業者が本事業への参入を検討する際、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場及び知多浄水場の汚泥を使用して脱水実験を行うことを希望する場合、以下の手続きより汚泥を提供します。

(1) 申込み

平成16年12月1日(水)から平成16年12月10日(金)まで(必着)に、汚泥提供申込書(様式4)に必要事項を記載の上、Eメール又は郵送により申し込むこと。
なお、汚泥提供を希望する者は、脱水実験に係る実施計画を提出する必要があります。

(2) 申込み先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(代表) 052-961-2111 内線5643

メールアドレス youichi_3_katou@pref.aichi.lg.jp

(3) 費用負担等

汚泥は無料で提供しますが、各浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は民間事業者が負担するものとします。

(4) 提供場所及び提供期間

汚泥は各浄水場排水処理施設内で提供しますが、採取場所については現地職員の指示によるものとします。原則として民間事業者の希望の日時に沿うことを予定していますが、希望に添えない場合は各浄水場から民間事業者あてに連絡をします。

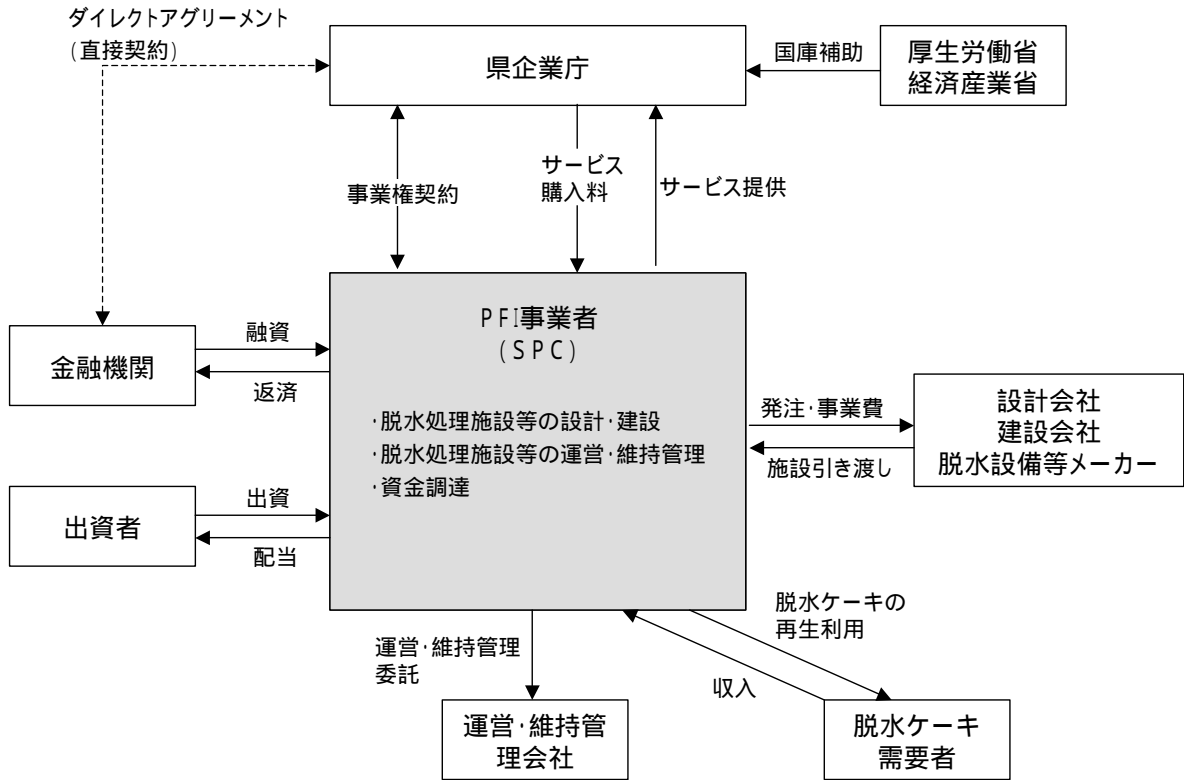
平成17年1月17日(月)～平成17年1月28日(金)

午前10時～午後3時(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(5) 注意事項

- ・ 県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行うこと。
- ・ 提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、排水処理業務の都合等で希望に沿えないこともあります。

資料5 想定事業スキーム図



資料6 脱水処理施設等新設・増設・更新計画

1. 脱水処理施設等新設・増設・更新年度

事業者は図表6-1に示す年度に図表6-2に示す事業を実施することを前提に、事業提案書を作成すること。

なお、平成29年度以降の更新事業については、図表6-1に示す各年度より後に事業を実施する提案内容も認めることとします（ただし、各事業は必ず事業終了年度までに実施すること）が、この場合の当該年度より後における既設脱水設備等の施設損傷・劣化リスク（「資料2リスク分担表」参照）の分担者は、事業者となります。

図表6-1 年度別施設整備計画

浄水場名	年度別施設整備計画																			備考		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36		H37	
高蔵寺		更新																				工水・水・工共用
尾張東部	更新							増設														
													更新			更新						
上野				更新																		水・工共用
													更新									
知多	新設																					水・工共用
	新設																					

図表6-2 事業実施内容

浄水場	事業実施年度	新設・増設・更新計画		新設・増設・更新等	計画給水量 (脱水機の台数)
高蔵寺 浄水場	平成19年度	脱水機棟		改修	上水：94,300m ³ /日 (既設1台)
		脱水設備等	脱水設備	更新	
			配管	更新	
尾張東部 浄水場	平成18年度	脱水設備等	脱水設備	更新	上水：266,400 m ³ /日 工水：200,000 m ³ /日 (既設3台、増設1台)
	配管		更新		
	平成25年度	脱水設備等	脱水設備	増設	
	平成30年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
	平成32年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
上野 浄水場	平成21年度	脱水機棟		改修	上水：164,100 m ³ /日 工水：172,800 m ³ /日 (既設3台)
		脱水設備等	脱水設備	更新	
			配管	更新	
	平成29年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
	平成30年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
知多 浄水場	平成18 ~19年度	脱水機棟		新設	上水：222,000 m ³ /日 工水：472,800 m ³ /日 (新設2台)
		脱水設備等	脱水設備	新設	
			配管	新設	

2. 平成 25 年度以降の脱水設備等の増設・更新について

(1) 工事実施前年度の協議

尾張東部浄水場及び上野浄水場における、平成 25 年度以降の脱水設備等の増設及び更新にあたっては、事業者は事業提案書に基づいた脱水設備等の事業計画書を、増設・更新工事を実施する前年度の 7 月末までに県企業庁に提出し確認を受けることとなります。

当該増設・更新業務に関しては、入札時から実際に事業を実施するまでに相当の年数があることから、県企業庁又は事業者は、入札時における事業提案書の内容及び価格の見直し等について協議する関係者協議会を、工事実施前年度に設置することができるものとします。

当該工事は原則として、事業提案書の内容どおりに実施するものとしますが、関係者協議会を設置する時点において、事業提案書における脱水設備等の工事内容について、技術革新等による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、関係者協議会により工事内容の見直しを協議できるものとします。

(2) 尾張東部浄水場における脱水設備等の増設について

尾張東部浄水場において平成 25 年度に実施する脱水設備等の増設業務は、現時点で県企業庁が予測している計画給水量に基づき実施する予定です。

ただし、平成 24 年度に実施する関係者協議会において、給水量が入札時点の予測値と乖離しており、脱水設備等の増設が必要でないと判断された場合、当該業務を実施しない場合もあります。

なお、事業提案書は、当該業務を実施することを前提として作成すること。

資料7 サービス購入料の支払いについて

1. サービス購入料の構成

各業務に係るサービス購入料は図表7-1に示す各業務により構成されます。

図表7-1 サービス購入料の内容

サービス購入料の内容	大分類	中分類	小分類
知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価	設計・建設業務	設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査（測量、地質調査、既設脱水機棟の耐震診断調査含む）及びその業務 ・脱水処理施設等の設計
		建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・知多浄水場における脱水処理施設等の建設工事 ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修工事 ・3浄水場における脱水設備等の増設・更新工事 ・県企業庁が行う近隣対応・対策への協力 ・県企業庁が行う国庫補助申請業務の支援 ・生活環境影響調査
		工事監理業務	
運営・維持管理業務に係る対価	維持管理業務	脱水施設等の維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） ・清掃
		警備業務	
	運営業務	脱水処理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理施設等の運転 ・濃縮施設の運転支援 ・尾張東部浄水場における濃縮汚泥の運搬
		脱水ケーキの再生利用業務	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの搬出 ・脱水ケーキの再生利用 ・脱水ケーキの管理

2. 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価

知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価として、一時支払金及び割賦支払金により事業者を支払います。

応募者は、当該業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含まず）の額とスプレッドを提案するものとします。

(1) 一時支払金

知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び3浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価のうち、一時支払金として、図表7-2に示す金額を支払います。

一時支払金は、知多浄水場における脱水処理施設等については所有権を県企業庁に移転した後、設計・建設業務に係る対価の3分の1に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。また、3浄水場における脱水処理施設等については、当該年度に増設又は更新された脱水設備等の所有権が県企業庁に移転した後、図表7-2に示す額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。

また、尾張東部浄水場の平成25年度以降の増設・更新業務並びに上野浄水場の平成29年度及び平成30年度の更新業務については、落札者が提案する金額に物価変動（指定インデックスは入札説明書で示します。）を勘案して一時支払金の支払額を定めます。なお、当該増設・更新業務に関しては、入札時から実際に工事を実施するまでに相当の年数があることから、県企業庁又は事業者は、事業提案書における当該脱水設備等の工事内容について協議する関係者協議会を、工事実施前年度に設けることができず。

図表7-2 一時支払金の支払概要

浄水場名	新設・更新時期	脱水設備等の所有権移転時期	支払額	支払条件
高蔵寺浄水場（既設）	平成19年度	平成20年3月	係る対価の3分の1	当該年度に増設又は更新された脱水設備等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者は一時支払金を請求しません。 県企業庁は、事業者から請求を受けた日から40日以内に一時支払金を支払います。
尾張東部浄水場（既設）	平成18年度	平成19年3月	係る対価の3分の1	
	平成25年度	平成26年3月	係る対価の全額	
	平成30年度	平成31年3月	係る対価の全額	
	平成32年度	平成33年3月	係る対価の全額	
上野浄水場（既設）	平成21年度	平成22年3月	係る対価の3分の1	
	平成29年度	平成30年3月	係る対価の全額	
	平成30年度	平成31年3月	係る対価の全額	

浄水場名	新設・更新時期	脱水設備等の所有権移転時期	支払額	支払条件
知多浄水場 (新設)	平成 18 年度 ～平成 19 年度	平成 20 年 1 月	係る対価の 3 分の 1	脱水処理施設等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者が一時支払金を請求します。 県企業庁は、事業者から請求を受けた日から 40 日以内に一時支払金を支払います。 知多浄水場の一時支払金の支払い方法は、国庫補助金の交付状況にもとづき、平成 18 年度末にその一部を支払うことも想定されます。詳細は、入札説明書等にて提示します。

(2) 割賦支払金

ア 割賦支払金の構成

知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び 3 浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価から、一時支払金を引いた額を割賦支払金の元本とし、割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払元本に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額とします。

割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と落札者が提案したスプレッドを合計した率とします。

イ 支払時期及び支払額

下表に従い、割賦支払金を年四回支払うこととします。

図表 7 - 3 割賦支払金の支払概要

浄水場名	割賦支払金対象	支払時期	支払額
高蔵寺浄水場	平成 19 年度 工事分(更新)	平成 20 年 4 月～平成 28 年 3 月	元本の 8 / 18 の金額を 8 年間で元利均等返済する額 + 元本の 10 / 18 に対する金利
		平成 28 年 4 月～平成 38 年 3 月	元本の 10 / 18 の金額を 10 年間で元利均等返済する額

浄水場名	割賦支払金 対象	支払時期	支払額
尾張東部 浄水場	平成 18 年度 工事分(更新)	平成 19 年 4 月～平成 28 年 3 月	元本の 9 / 19 の金額を 9 年間で元利均等返済する額 + 元本の 10 / 19 に対する金利
		平成 28 年 4 月～平成 38 年 3 月	元本の 10 / 19 の金額を 10 年間で元利均等返済する額
上野浄水場	平成 21 年度 工事分(更新)	平成 22 年 4 月～平成 28 年 3 月	元本の 6 / 16 の金額を 6 年間で元利均等返済する額 + 元本の 10 / 16 に対する金利
		平成 28 年 4 月～平成 38 年 3 月	元本の 10 / 16 の金額を 10 年間で元利均等返済する額
知多浄水場	平成 18～19 年度工事分 (新設)	平成 20 年 4 月～平成 28 年 3 月	元本の 8 / 18 の金額を 8 年間で元利均等返済する額 + 元本の 10 / 18 に対する金利
		平成 28 年 4 月～平成 38 年 3 月	元本の 10 / 18 の金額を 10 年間で元利均等返済する額

ウ 基準金利

(ア) 高蔵寺浄水場(平成 19 年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 8 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 20 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。

その後、基準金利は平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値に改定します。

(イ) 尾張東部浄水場(平成 18 年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 9 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 19 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。

その後、基準金利は平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値に改定します。

(ウ) 上野浄水場(平成 21 年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 6 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 22 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。
その後、基準金利は平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値に改定します。

(エ) 知多浄水場(平成 18~19 年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 8 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 20 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。
その後、基準金利は平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの(円 - 円)金利スワップレート中値に改定します。

3. 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量によらず一定となる固定費と、汚泥処理単価に汚泥量を乗じて算出される変動費からなるものとします。

入札参加者は固定費と汚泥処理単価を提案するものとします。

固定費は、年度ごとに区切って係る費用を提案し、汚泥処理単価は、汚泥量(t-ds)当たりの単価を提案すること。

運営・維持管理業務に係る対価の支払いのもととなる汚泥量は、濃縮槽以降に設ける流量計と定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量(t-ds)を基本とします。

なお、知多浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価は、新設施設の運営・維持管理業務を開始する平成 19 年度第 4 四半期分より支払います。

(1) 支払時期及び支払対象額

平成 18 年度第 1 四半期(平成 18 年 4 月 1 日~6 月 30 日)を初回として、以降年 4 回、平成 37 年度第 4 四半期(平成 38 年 1 月 1 日~3 月 31 日)までの 80 回の支払とします。

(2) 運営・維持管理業務に係る対価の改定

固定費と汚泥処理単価は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する金額に物価変動(指定インデックスは入札説明書等で示します。)を勘案して定める額とします。

(3) 電気料金、ガス料金及び水道料金

3 浄水場における電気料金については、県企業庁が契約者となり、県企業庁から事業者へ供給するため、使用料相当額を運営・維持管理業務に係る対価より差し引きします。

また知多浄水場の電気については、事業者が一般電気事業者より直接購入するものとし、事業者は電気主任技術者を置き、自家用電気工作物保安規定を定めること。

ガスについては、できる限り電気で代替させることが望ましいと考えていますが、やむを得ず本事業で必要となる場合、プロパンガスとするか事業者がガス会社と契約し、自らの費用負担で供給を受けるものとします。

水道については、本事業で必要となる作業用水は、各浄水場より無償で提供します。下水については、本事業で公共下水道に接続する場合の料金は水道使用料に応じた料金をサービス購入料のうち、運営・維持管理業務に係る対価から差し引くことで精算します。

(4) 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

「資料8 脱水ケーキの再生利用業務について」に示すとおり、事業者が脱水ケーキを有価利用するために、県企業庁から有償で脱水ケーキを買い取ります。この場合の買取相当額は、運営・維持管理業務に係る対価より差し引きします。

また、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合については、その量に応じて県企業庁は脱水ケーキの再生利用業務に係る対価を支払います。(詳細は「資料8」参照)

資料8 脱水ケーキの再生利用業務について

1. 脱水ケーキの再生利用

(1) 再生利用

汚泥の脱水処理に伴い発生した脱水ケーキは、事業者が全量を再生利用するものとします。再生利用とは、脱水ケーキを製品の原材料等の有用物として利用することをいい、再生利用の方法は、有価利用と非有価利用に分けられます。

(2) 有価利用

有価利用は、事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償（25 円 / t-ds、消費税及び地方消費税は含まず。）で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属するものとします。

有償での買い取り価格（25 円 / t-ds）について

現在、県企業庁は発生する脱水ケーキを 10 円 / m³ で園芸土製造業者等に販売しています。脱水ケーキの含水率を 60%、比重を 1 t / m³ とした上で（過去の実績より）、この販売価格を t-ds ベースに換算すると、25 円 / t-ds となります。

$$10 (\text{円} / \text{m}^3) \div 1 (\text{t} / \text{m}^3) \div 0.4 (\text{t-ds} / \text{t}) = 25 (\text{円} / \text{t-ds})$$

(3) 非有価利用

非有価利用は、県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者に委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る対価として、事業者が提案する脱水ケーキ処理単価（円 / t-ds）に非有価利用量（t-ds）を乗じた金額に消費税及び地方税相当額を上乗せした額を、県企業庁が負担するものとします。

2. 再生利用に係る費用

(1) 入札参加者による有価利用に係る提案

入札参加者は、脱水ケーキの有価利用可能量（t-ds / 年）を提案すること。

3 浄水場で発生する脱水ケーキについては、平成 11 年度～平成 16 年度の県企業庁による 1 年間の有価利用実績値の最大値を上回る量を、事業者による有価利用可能量として提案するものとします。（平成 11 年度～平成 16 年度の県企業庁による有価利用実績値は入札説明書等にて提示します。）

知多浄水場で発生する脱水ケーキについては、入札説明書等において県企業庁が定める値を上回る量を、事業者による有価利用可能量として提案するものとします。

(2) 入札参加者による非有価利用に係る提案

入札参加者は、非有価利用による脱水ケーキ処理単価（円 / t-ds）を提案すること。

なお、入札参加者が提案する脱水ケーキ処理単価は、21,250 円 / t-ds (消費税及び地方消費税は含まず。) 以下であることを条件とします。

脱水ケーキ処理単価の上限 (21,250 円 / t-ds) について

V F M算定時における脱水ケーキ処理単価は、過去の実績値を勘案して約 8,500 円 / m³ で設定することを想定しています。脱水ケーキの含水率を 60%、比重を 1 t / m³ とした上で (過去の実績より) この脱水ケーキ処理単価を t-ds ベースに換算すると、21,250 円 / t-ds となります。

$$8,500 (\text{円} / \text{m}^3) \div 1 (\text{t} / \text{m}^3) \div 0.4 (\text{t-ds} / \text{t}) = 21,250 (\text{円} / \text{t-ds})$$

(3) 県企業庁が支払う脱水ケーキの再生利用に係る対価

県企業庁が支払う脱水ケーキ再生利用に係る対価は、脱水ケーキ発生量 (適正に脱水処理されたことが確認できた量) から事業者の提案する有価利用可能量を引いた量 (非有価利用量) に、非有価による脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額とします。

脱水ケーキ発生量が有価利用可能量を下回った場合、県企業庁は非有価利用が行われないものとみなし、脱水ケーキの再生利用に係る対価は支払われません。

また、実際の年間有価利用量が、有価利用可能量を下回った場合及び上回った場合のどちらにおいても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行います。

3. 市場変動への対応等

(1) 有価利用可能量の改定

事業者より提案された有価利用可能量は、契約者の一方の申し出により 5 年ごとに改定することができるものとします。

その際、有価利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類 (有価利用の市場の縮小等を証する書類等) を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

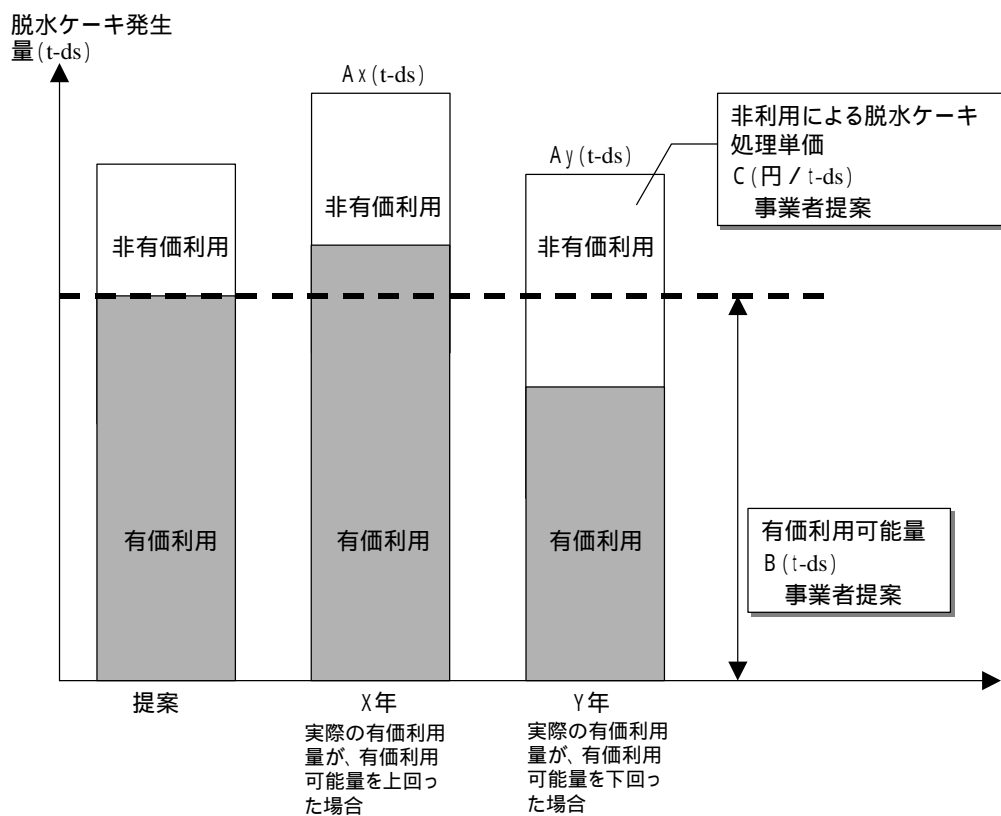
(2) 非有価による脱水ケーキ処理単価の改定

非有価による脱水ケーキ処理単価は、契約者の一方の申し出により 5 年ごとに改定できるものとします。

その際、非有価による脱水ケーキ処理単価の改定を要請する者は、改定価格の正当性を証する書類 (愛知、岐阜、三重の県営浄水場における処理費用の変動等を証する書類等) を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

なお、事業期間中、事業者が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、事業者の利益とします。また、事業期間中、県企業庁が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、関係者協議会によって脱水ケーキ処理単価を見直し、県企業庁及び事業者双方の利益とします。

図表 8 - 1 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法



X年の支払対価(円) = ($A_x - B$) × 非有価利用による処理単価 - B × 有価利用分の購入単価

Y年の支払対価(円) = ($A_y - B$) × 非有価利用による処理単価 - B × 有価利用分の購入単価

有価利用分の購入単価：25 (円/t-ds)

資料9 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について

1. モニタリングの実施

県企業庁は、本事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ業務要求水準書に従い実施しているか確認を行います。

(1) モニタリングの種類

県企業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施します。

- (ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング
- (イ) 工事施工に関するモニタリング
- (ウ) 工事完成に関するモニタリング
- (エ) 運営・維持管理に関するモニタリング
- (オ) 財務の状況に関するモニタリング

(2) モニタリング実施計画書の作成

県企業庁は、事業契約締結後、1(1)に定める種類毎に以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成します。

- モニタリング時期
- モニタリング内容
- モニタリング組織
- モニタリング手続
- モニタリング様式

(3) モニタリングの方法

ア 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

イ 工事施工に関するモニタリング

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けること。

ウ 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約

書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

エ 運営・維持管理に関するモニタリング

県企業庁は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認します。

(ア) 運営・維持管理に関するモニタリングの方法

a 業務日報等の提出

事業者は、県企業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し、県企業庁へ提出すること。

b 業務実施状況等の確認

県企業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認します。

なお、県企業庁は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができます。

図表 9 - 1 運営・維持管理に関するモニタリングの方法

	事業者	県企業庁
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報を確認し、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に業務報告書を作成。	業務報告書、業務総括書を確認し、業務水準の評価。
随時モニタリング	-	脱水ケーキの再生利用の確認。 脱水施設等の性能の確認。 その他、必要に応じ不定期に直接確認。

オ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告すること。

(4) モニタリング費用の負担

事業者が行うモニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とします。ただし、県企業庁に起因する費用が発生する場合は県企業庁の負担とします。

2. サービス購入料の減額

本事業にかかるサービス購入料は「資料7 サービス購入料の支払いについて」のとおり支払われますが、県企業庁が行う運営・維持管理に関するモニタリングにより、要求水準書に定める要求水準に適合していないことが判明した場合には、改善勧告を行うとともに、サービス購入料のうち運営・維持管理業務に係る対価の減額を行うことがあります。

(1) 運営・維持管理業務に係る対価の減額の考え方

ア 減額等の対象

図表9-2の～の確認項目について、その実施状況をモニタリングにより要求水準書の要求水準を満たしているかを確認し、必要に応じ改善勧告業務に当たる者の変更要求 契約解除という手順でペナルティを課します。

さらに、同欄中～の項目については、本事業における重要性を踏まえ、運営・維持管理業務に係る対価の減額の対象とします。

図表9-2 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象

要求業務	確認項目	モニタリングの実施	改善勧告の有無	運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象
維持管理業務	維持管理業務の適切な遂行			
	脱水処理業務	ろ過水濃度		(ペナルティポイントによる減額)
		汚泥受入停止日数		(ペナルティポイントによる減額)
		脱水設備の脱水能力		(支払停止)
脱水ケーキの再生利用業務	脱水ケーキの不法投棄又は許可を受けない最終処分場等への埋め立て			(支払停止)

イ 要求水準が満たされていない場合の措置

県企業庁は、モニタリングの結果、要求水準書で定められた要求水準が満たされていないと判断した場合は、改善勧告及び運営・維持管理業務に係る対価の減額若しくは支払停止を行います。

図表 9 - 3 要求水準が満たされていない場合の措置

措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止		上記 2 (1) アの図表 9 - 2 確認項目欄中 及び については、業務水準低下の程度に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それを支払期（四半期）ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期のサービス購入料の減額を行います。 同欄中 及び については、サービス購入料の支払いを停止します。
改善勧告	1 回目	県企業庁は、業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に改善勧告を行います。
	2 回目	1 回目の改善勧告によっても期限内に改善が認められない場合、県企業庁は再度改善勧告を行います。
業務に当たる企業の変更要求	協力会社の変更要求	2 回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、事業者が当該業務を協力会社に委託しているときには、県企業庁は当該業務に当たる協力会社を変更するよう要求します。
	第三者への業務委託	2 回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、当該業務を応募企業又は応募グループの構成員が行っているときには、県企業庁は当該業務を県企業庁が指定する第三者に委託するよう事業者要求します。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を希望しないときは、県企業庁は事業契約を解除します。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を決定したときは、事業者の契約上の地位又はその全株式を県企業庁が承諾した第三者へ譲渡させます。

ウ 減額の対象除外

次の場合は、要求水準が満たされていないときでも減額の対象としません。

- ・ 予め県企業庁との協議の上で行う機器等の修繕、更新及び清掃その他の作業によるもの。
- ・ 明らかに県企業庁の責によるもの。
- ・ 不可抗力によるもの。

エ モニタリング結果の反映

運営・維持管理業務開始後のモニタリングは、各業務の開始日から開始します。

また、1 ヶ月を通したモニタリングの結果は、翌月の 10 日までに事業者へ通知されます。モニタリング結果は、当該四半期分として支払われるサービス購入料に反映されます。

(2) 減額の方法

ア ペナルティポイントによる減額

(ア) ろ過水濃度

脱水機の故障等により、ろ過水濃度が異常となり、高濃度の泥水が排水池に排出された場合は、その回数に応じてペナルティポイントを課します。(ペナル

ティポイントの計上方法は、事業契約書案で示します。)

(イ) 汚泥受入停止日数

事業者が汚泥を濃縮施設より受け入れることができなくなり、浄水場業務、濃縮槽の運転業務に影響を与え得る事項が発生した場合、汚泥の受入を停止してから再開するまでに要した日数に応じてペナルティポイントを課します。(ペナルティポイントの計上方法は、事業契約書案で示します。)

ただし、再開にあたっては必ず一日当たりで予定された汚泥量を受け入れること。汚泥の受入が再開された後、予定された汚泥の日量を受け入れることができず、当該汚泥の受入中に再度停止した場合は汚泥受入停止措置が継続しているものとみなします。

(ウ) 減額の方法

(ア)(イ)の確認項目における四半期中のペナルティポイントを積み上げて、当期の運営・維持管理業務に係る対価から減額を行います。(具体的な減額の方法は、事業契約書案で示します。)

イ 脱水設備の脱水能力

(ア) 対象となる確認項目及び基準

・随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で定めている能力(脱水処理能力、周辺環境対策等)を維持していないことが判明した場合。

(イ) 支払停止の流れ

- ・随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で定めている能力を維持できていないことが判明した場合、県企業庁は1回目の改善勧告を行い、事業者は改善計画書を提出します。
- ・1回目の改善勧告後、改善予定日までに脱水設備の能力改善が確認されない場合は、県企業庁は2回目の改善勧告を行うとともに、改善予定日を含む期のサービス購入料を減額します。(具体的な減額の方法は、事業契約書案で示します。)
- ・翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払停止を解除し、脱水設備の能力が確認された期のサービス購入料とともに支払停止分を支払います。
- ・翌四半期以降においても改善が認められない場合、支払停止は継続し、脱水設備の能力改善が確認されるまで停止されているサービス購入料は支払いません。

ウ 脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て

県企業庁による随時モニタリングにより脱水ケーキの再生利用が全量行われず、不法投棄あるいは無断で最終処分場への埋め立てを行ったことが判明した場合、県企業庁は以下の(ア)の手順に従って契約を解除します。

ただし、最終処分場への埋め立てについては、協議を踏まえた上で緊急避難として最終処分場への埋め立てがやむを得ないと県企業庁により判断された場合はこの限りではありません。その場合、(イ)の手順に従って対応することができます。

(ア) 不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋め立て

- ・不法投棄が発覚した場合、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合は、サービス購入料全額の支払いを即時停止します。
- ・県企業庁は、事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除します。なお、処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなします。

(イ) 協議に基づく最終処分場への埋め立て

- ・事業者は最終処分場への埋め立てに関し、県企業庁と協議することができます。
- ・最終処分場への埋め立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを県企業庁が認めた場合に限るもので、代替措置による対応等が可能な場合は最終処分場への埋め立ては認めません。ただし、再生利用市場の消失等の不可能能力及び法制度の変更による場合は、この限りではありません。
- ・最終処分場への埋め立てが認められた場合、事業者は改善期間（埋め立て開始日から最大 180 日まで）を明示した改善計画書を提出すること。
- ・最終処分場への埋め立て費用（運搬費を含みます。）は全額事業者の負担とします。
- ・埋め立て日から事業者が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続されます。改善予定日において改善が見られない場合は契約解除とします。なお、改善予定日までに再び協議を行い、引き続き埋め立てをする場合は、この限りではありません。
- ・なお、協議の上、最終処分場への埋め立てが認められない場合は、必ず再生利用を行うこと。

(ウ) 脱水ケーキの全量再生利用の確認方法

業務日報及び業務報告書により脱水ケーキの発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先から受け入れた脱水ケーキの量を証明する書類との照合により確認を行います。脱水ケーキの発生から売却相手方又は再生利用先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行います。

$$\text{脱水ケーキの発生量} = \text{売却相手} \cdot \text{再生利用依頼先の受入脱水ケーキ量} + \text{保管量}$$

1. 基本的な考え方

脱水処理施設等は、浄水工程の一部を担う施設であり、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設です。したがって本事業においては、浄水工程で発生する汚泥を適切に脱水処理し、発生した脱水ケーキを再生利用するという一連の業務を滞りなく円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した運営・維持管理がなされる必要があります。

本事業においては、応募者からの提案内容について、価格面に加えて、SPCの組織運営体制が適切か、事業期間中におけるリスクへの対応が十分に検討されているか、脱水設備等の維持管理に関する考え方あるいは非常時における対応策について優れた提案になっているか等、「事業の安定性」に重点を置いて評価します。

さらに、循環型社会の実現や安定した浄水場の運営という観点から、脱水ケーキの再生利用に関する提案についても重要視しています。県企業庁は、既に高い脱水ケーキの有価利用の実績を有しており、本事業においてもこれまでの県企業庁の実績をさらに促進できるような提案を期待しています。

脱水ケーキの再生利用に関しては、再生利用に係る市場が十分に安定しているとはいえないことから、長期安定性という点で課題があると考えています。県企業庁も現時点では高い有価利用の実績を有していますが、同様の課題を抱えています。したがって、提案審査に当たっては、事業者が有価利用できる量のみならず、長期間にわたり安定的に脱水ケーキを再生利用していくための創意工夫についても評価します。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とします。

本事業は、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場及び知多浄水場における各脱水処理施設等の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者へ委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、汚泥を適正に脱水処理し、発生した脱水ケーキの再生利用を促進するための効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を期待するものです。

事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用されます。

(2) 審査の進め方

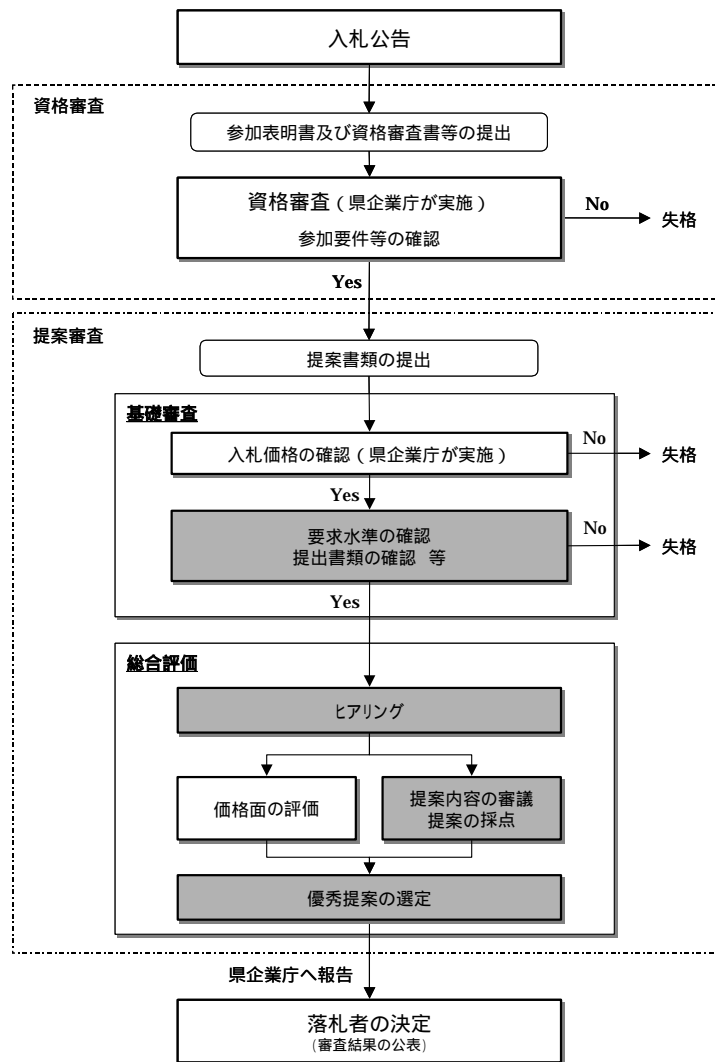
審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施します。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。(図表10-1参照)

(3) 審査体制

委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行います。なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。(県企業庁が設置した委員会の構成は、実施方針の「2(5)イ」参照)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

図表 10 - 1 落札者決定までの流れ



3. 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。
なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書に示します。

4. 提案審査

(1) 基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

ア 入札価格の確認

県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

イ 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行います。なお、詳細は入札説明書等に示します。

(ア) 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

(イ) 要求水準の確認

各入札参加者の脱水処理施設等の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

(ウ) 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて、以下の審査項目から確認を行います。

- ・特別目的会社の組成内容
- ・資金調達の方法
- ・融資機関からの関心表明書の有無
- ・借入金の返済能力
- ・保険の付保
- ・事業収支計画と施設整備計画等の整合性
- ・税金、金利等の前提条件の的確な設定
- ・計数の整合性
- ・事業収支計算の適切性
- ・スケジュールの合理性

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とします。

(2) 総合評価

本評価では、委員会において、各提案内容を図表10-2に示す評価項目(案)により、評価、採点することを想定しています。

なお、具体的な配点、採点基準については入札説明書等で示します。

図表 10 - 2 評価項目 (案)

	評価項目	評価の視点
性能等に関する評価	事業の信頼性・安定性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施方針 ・採用技術の信頼性 ・事業収支計画の信頼性・安定性 ・資金調達計画の適切性 ・リスク対応の適切性
	設計・建設(新設・更新・増設)及び脱水設備等の能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水設備等の安定稼働、安全性への配慮 ・脱水処理施設等の新設・増設・更新計画の適切性 ・脱水設備等の周辺環境への配慮 ・工程計画の適切性
	脱水設備等の運転業務及び脱水処理施設等の維持管理業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の適切性 ・運転計画の適切性 ・安全性、衛生性、保安性 ・緊急時の対応 ・点検、整備、補修計画の適切性 ・運転計画の周辺環境への配慮

評価項目		評価の視点
	脱水ケーキの再生利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの管理の適切性 ・年間有価利用量の上限の程度 ・再生利用（特に有価利用）促進のための提案の具体性、信頼性
価格面に関する評価	入札価格に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格を得点化

5 . 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定します。

県企業庁は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。